

事務連絡  
令和2年10月29日

高齢者関係施設等 施設長 様  
管理者 様

福祉局監査指導部担当課長  
福祉局高齢福祉課長

「介護保険事業に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の徹底について(マニュアル)」  
の改訂及び新型コロナウイルスに関する通知について

これまで、高齢者の日常生活に欠かせないサービスとして、事業継続にご尽力いただき、  
厚くお礼申し上げます。

10月15日に国(厚生労働省老健局)の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留  
意点について(その2)(一部改正)」が発出されたことを受け、本市で作成しているマニ  
ュアルについて改訂しましたのでご連絡いたします。

また、国(厚生労働省老健局)から人員基準等の臨時的な取扱いに関する通知もありまし  
たので、併せてご連絡いたします。

#### 記

#### マニュアルの改訂について

##### 1. 改訂概要

###### (1) 「1. 感染防止に向けた取組」部分

- ・「(面会)」
- ・「(面会を実施する場合の留意事項)」
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA: COVID-19 Contact-Confirming Application)」等について追記改訂。

###### (2) 「2. 新型コロナウイルス感染症に感染者が発生した者等が発生した場合の取組」その他の部分

- ・「感染が疑われる者」が発生した場合の「情報共有・報告等」その他について改訂。

##### 2. その他

- ・マニュアル内の主な修正箇所には、アンダーラインを引いています。

##### ※マニュアル(PDF)の所在

神戸市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 介護・高齢者福祉 > 国等からの通知文及び介  
護保険最新情報 > 令和2年度 神戸市からの通知文

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/02kobeshi.html>

##### 3. 新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の報告先

###### (1) 平日の8時45分～17時30分に連絡する場合

(居宅通所系) (TEL) 078-322-6326 (FAX) 078-322-6045

(施設系) (TEL) 078-322-6242 (FAX) 078-322-5771

###### (2) 土・日・祝日の9時～17時に連絡する場合

(居宅通所系・施設系共通) 080-7490-5769

※いずれの場合も、感染者等(利用者・職員)の発生状況と人数をお知らせください。あわ  
せて、「神戸モデル-早期探知地域連携システム」の発生状況連絡票も上記FAXに送信して  
ください。

<参考>「神戸モデル-早期探知地域連携システム」の発生状況連絡票のHPアドレス

[https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/kobe\\_model.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/kobe_model.html)

#### 厚生労働省からの通知

- ・新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第16報）【令和2年10月21日介護保険最新情報 vol. 884】

※上記通知は下記のホームページから内容をご確認できます。「神戸市ケアネット>13. その他お役立ち情報（主に事業者の方向け）>国等からの通知文及び介護保険最新情報」内の令和2年度のリンク

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/02saishinjyoho.html>)

#### お願い

メールアドレス登録がまだの施設等は、ケアネット「臨時のお知らせ」の下記のページからの登録へご協力をお願いします。締め切りは10月30日（金曜）です。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/mailadresstoroku3.html>

福祉局監査指導部（居宅通所系） TEL：322-6326

FAX：322-6045

（施設系） TEL：322-6242

FAX：322-5771

福祉局高齢福祉課 TEL：322-5219

FAX：322-6046

介護保険事業に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の徹底について(マニュアル)

令和2年10月29日改訂

## 目 次

<b>入所施設・居住系サービス</b>	
1. 感染防止に向けた取組	… <u>1</u>
2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組	… <u>4</u>
<b>通所・短期入所等サービス</b>	
1. 感染防止に向けた取組	… <u>9</u>
2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組	… <u>12</u>
<b>居宅訪問サービス</b>	
1. 感染防止に向けた取組	… <u>15</u>
2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組	… <u>17</u>
連絡先（電話番号）	… <u>21</u>
参考資料等	… <u>22</u>

令和2年4月28日 作成  
令和2年10月29日 改訂

利用者の状況に応じた対応について【訪問介護・訪問看護等】(居宅訪問サービス)

1. 感染防止に向けた取組

<p>(1) 事業所等における取組</p>	<p><b>(感染対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。</li> <li>○ 感染防止に向け、職員間で情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。</li> <li>○ 感染者が発生した場合に保健所(各区保健センター)への円滑な協力が可能となるよう、利用者のケア記録(体温、症状等がわかるもの)、直近2週間の勤務表等の記録を準備しておくこと。</li> <li>○ 入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。</li> <li>○ 厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA: COVID-19 Contact-Confirming Application)」の活用について、職員に周知を行うこと。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</a></li> </ul>
<p>(2) 職員の取組</p>	<p><b>(外出)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護については、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。</li> <li>○ 感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。</li> </ul>
<p>(3) 職員の取組</p>	<p><b>(感染症対策の再徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員、利用者のみならず、委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、対策を徹底すること。</li> <li>○ 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。 該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行うよう努めること。</li> </ul>

	<p>ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（神戸市ホームページより）」（7ページ）を参考に、適切に対応すること。</li> <li>○ 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。</li> <li>○ 職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。</li> </ul>
<p>(3) ケア等の実施時の取組</p>	<p><b>(基本的な事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。</li> <li>・ サービスを行う事業者等は、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。</li> <li>・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。</li> <li>・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。</li> <li>・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行うこと。</li> </ul>

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組  
(感染が疑われる者が発生した場合)

定義	(1) 情報共有・報告等	(2) 消毒・清掃等	(3) 保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4) 感染者への対応／(5) 濃厚接触者への対応 職員 利用者
<p><b>感染が疑われる者</b></p> <p>施設等が判断する。                      ・①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある方、②高齢者や基礎疾患のある重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある方、③上記以外でも、発熱や咳など比較的小さい風邪症状が続く場合                      ※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。                      ※症状には個人差がありまますので、強い症状と思う方はすぐに相談してください。                      ※解熱利などを飲み続けなければならぬ方も同様です。                      ※PCR陽性等診断が確定前の者</p>	<p>・利用者等が発生した場合、協力医療機関、地域で身近な医療機関に電話連絡し、指示を受ける。                      協力医療機関等がない場合は、「神戸市新型コロナウイルス相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。                      ・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。                      ・速やかに監査指導部、家族等に報告。                      ・地域で身近な医療機関及び居宅介護支援事業所に報告する。</p>	<p>-</p>	<p>・感染者が発生した場合の濃厚接触者の特定に協力するため、可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）等をすぐに提出できるように準備しておく。</p>	<p>・地域で身近な医療機関、神戸市新型コロナウイルス相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、指示を受ける。</p>
<p><b>(感染が疑われる者との)濃厚接触が疑われる者</b></p> <p>施設等が特定する。                      ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触。                      ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護。                      ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、「神戸市新型コロナウイルス相談センター（078-322-6250）」に電話連絡し、相談する。                      ※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（7ページ参照）                      ・発熱等の症状がない場合</p> <p>・居宅介護支援事業所等が、保健所（各区保健センター）と相談し、生活に必要なサービスを確認。その際、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討。                      ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点</p>	

	<p>・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者と15分以上の接触。」</p>				<p>合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。</p>	<p>に留意。          ・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮。          ・サービス提供時は、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫。          ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添（20ページ）のとおり。</p>
--	--	--	--	--	---	---



(感染した者が発生した場合)

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)保健所（各区保健センター）の調査への協力等	(4)感染者への対応／職員	(5)濃厚接触者への対応／利用者
<p><b>感染者</b></p>	<p>医療機関が特定する。 ・PCR陽性の者</p>	<p>・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有する。 ・地域で身近な医療機関及び居宅介護支援事業所に報告する。 ・速やかに<u>監査指導部</u>、<u>家族等</u>に報告する。</p>	<p>-</p>	<p>・利用者等に発生した場合、保健所（各区保健センター）の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する。 ・可能な限り可能な限り利用者の名簿、ケア記録（検温結果等）、職員の名簿及び勤務表（検温結果等）等の情報を速やかに提供する。</p>	<p>・原則入院する。 （症状等によっては保健所（各区保健センター）の判断に従う）</p>	<p>・原則入院する。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状によっては自治体の判断。</p>
<p><b>濃厚接触者</b></p>	<p>保健所（各区保健センター）が特定する。 ・<u>感染者と同室・長時間接触。</u> ・<u>適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護。</u> ・<u>感染者の気道分泌液等に直接接触。</u> ・<u>手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触。</u></p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・自宅待機を行い、保健所（各区保健センター）の指示に従う。 ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無も踏まえ、保健所（各区保健センター）の指示に従う。 *基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮する。</p>	<p>・居宅介護支援事業所等が、保健所（各区保健センター）と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討する。 ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意する。 *基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮する。 *サービス提供時は、保健所（各区保健センター）とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底する。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫をする。</p>	<p>※個別ケア等実施時の留意点は別添（20ページ）のとおり。</p>

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）」により濃厚接触者の定義に変更あり（7ページ参照）。

## 居宅訪問サービス

＜サービス提供にあたっての留意点＞

- ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない。
- ・濃厚接触者その他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応をする。
- ・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・訪問時には、換気を徹底する。
- ・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭する。
- ・サービス提供開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

＜個別のケア等の実施に当たっての留意点＞

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

- (i) 食事の介助等
  - ・食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
  - ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施する。
  - ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫する。
- (ii) 排泄の介助等
  - ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク使い捨て袖付きエプロンを着用する。
- (iii) 清潔・入浴の介助等
  - ・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。
- (iv) 環境整備
  - ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

## 連絡先 (電話番号)

### 1. 新型コロナウイルス専用健康相談窓口 (24 時間対応)

(新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター)

**078-322-6250**

### 2. 救急相談 (24 時間対応)

(救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル)

**#7119**

※ダイヤル回線や IP 電話は **078-331-7119**

### 3. 感染者等が発生した場合

#### (1) 神戸市福祉局監査指導部

・ 神戸市福祉局監査指導部 (居宅通所系)

**078-322-6326**

・ 神戸市福祉局監査指導部 (施設系)

**078-322-6242**

#### (2) 神戸市保健所 (各区保健センター)

- ・ お住まいの区および支所の保健センター
- ・ 平日の 8 時 45 分から 17 時 15 分の間
- ・ 各区および支所 電話番号

東灘区 **078-841-4131**

灘区 **078-843-7001**

中央区 **078-232-4411**

兵庫区 **078-511-2111**

北区 **078-593-1111**

北区 (北神区役所) **078-981-5377**

長田区 **078-579-2311**

須磨区 **078-731-4341**

北須磨支所 **078-793-1335**

垂水区 **078-708-5151**

西区 **078-929-0001**

※陽性者・濃厚接触者 (利用者・職員) の発生状況と人数等をお知らせください。

## 参考資料等

### 感染症対策

- ・介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ (厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kai/go/kai.go\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kai.go_koureisha/taisakumatome_13635.html)
- ・介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ (厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kai/go/kai.go\\_koureisha/douga\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kai.go_koureisha/douga_00006.html)
- ・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kai.go\\_koureisha/ninchi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai.go_koureisha/ninchi/index_00003.html)
- ・「介護現場における感染対策の手引き」(令和2年10月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/1230000/000678253.pdf>
- <https://www.mhlw.go.jp/content/000678650.pdf>

### 相談・受信の目安

- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」  
(令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子総合対策室ほか連名事務連絡)

### オンライン面会

- ・「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」  
(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)
- ・「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」  
(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

### 廃棄物処理

- ・「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月)
- ・「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年9月)  
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>
- [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf)